平成２８年（フ）第５４７号
埼玉県越谷市谷中町３丁目62番地１
債務者　土市　　節
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月６日午後１時30分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
埼玉県深谷市上柴町西２丁目14番地11　上柴マンション305号
債務者　原田　邦男
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月６日午後１時30分
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２７４号
埼玉県本庄市小島３丁目４番19号　久米アパート
債務者　松尾　　宏
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月６日午後１時30分
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３８６６号
大阪市大正区小林西１丁目１番16号　エンペラー小林西　102号、前住所大阪市大正区鶴町２丁目９番９―209号
債務者　櫻井記世美
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９９０号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番137―406号
債務者　中町　久司
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０９３号
大阪市生野区新今里３丁目２番12―102号
債務者　開發　和芳
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１２９号
大阪府吹田市津雲台２丁目１番Ｃ19―105号
債務者　久保　裕希
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８４号
静岡市葵区辰起町７番37号　けやきウッドタウン216号
債務者　三浦　孝行
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月５日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２８年（フ）第４５４号
広島県世羅郡世羅町大字安田1275番地、開始決定時の住所千葉県八千代市萱田町613番地３　フィデール・Ｓ202
破産者　森　　高志
１　決定年月日　平成28年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９１号
福井県鯖江市新横江１丁目２番17号
破産者　株式会社鯖江化成
１　決定年月日　平成28年10月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６号
静岡県菊川市牛渕1805番地の１
破産者　エスエイコーサン株式会社
１　決定年月日　平成28年10月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第１５８号
神戸市中央区橘通２丁目１番６号　小野カイロビル４Ｆ
破産者　有限会社フタバ管理
１　決定年月日　平成28年10月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０６号
兵庫県南あわじ市福良甲520番地の３
破産者　有限会社井上良モータース
１　決定年月日　平成28年10月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８号
北海道網走郡大空町女満別中央201番地の24
破産者　株式会社吉田農園
１　決定年月日　平成28年10月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
東京都八王子市長房町1471番地10
破産者　櫻井　　清
１　決定年月日　平成28年10月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４００号
東京都八王子市泉町1909番地42
破産者　大江　賢治
１　決定年月日　平成28年10月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３７７号
岡山市東区西大寺上２丁目７番45号、開始決定時の住所岡山市中区高屋510番地３
破産者　羽村　敏哉
１　決定年月日　平成28年10月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７号
広島県呉市広白石２丁目13番７号
破産者　オークニ工業株式会社
１　決定年月日　平成28年10月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所呉支部